

「復興への道灯り多賀城 光のインスタレーション2022」

運営業務公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

多賀城市

# 「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」

## 運營業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本業務は、新たな視点のもとで、これまでにない付加価値を生み出し、創造的復興への道灯りとするを目的に開催する「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」運營業務を実施するものである。

他に二つとない名所旧跡が市内各所に点在しているとしても、そこに新たな視点が加わらなければこれまでと同じである。同じ状態を否定するものではないが、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく「TAGAYASUプロジェクト」により文化創造都市を実現し、創造力豊かな市民によって、このまちの経済を活性化させることを目指しているとするれば、新たな視点のもとで、これまでにない付加価値を生み出すことが必要である。

アートには、創造性を育み、多様性を享受する力があり、様々なものと関わりをもたせることによって、その表情を変え、創造世界を通して新たな輝きを放たせる。そして、そのような場には、自ずと新たな楽しみや発見、出会いを求める人が集まる。更に、これまで出遭うことがなかった人とヒト、ヒトとモノとが新たな共鳴を生み、そのシナジー（相乗）効果によって、このまちでの時間と場所を楽しむ人たちが増えていく。

このようなことから、歴史都市多賀城の固有の歴史・文化資源とアートを掛け合わせた「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」を開催するものである。

・本事業の5つのポイント

- 1) 多賀城の歴史・文化資源に付加価値を。
- 2) 多賀城固有の資源をユニークベニューとしての活用を。
- 3) ビルドバックベターの礎となる、地域課題を自らのチカラで解決できる地域社会の構築と市民文化の創造を。
- 4) シビックプライド（市民の誇り）の醸成と創造的な人材の育成を。
- 5) 市民が気軽に参加でき、市民同士の交流が生まれ、自らアクションを起こせるような場や機会の創出を。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」運營業務

#### (2) 業務内容

別紙「「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」運營業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年6月30日（木）まで

(4) 業務委託費上限額（予定金額）

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (2) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しないものであること。
- (4) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。
- (5) 宮城県内に主たる事業所等を有しており、必要に応じて担当者が多賀城市に来ることができること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和4年4月6日（水）
質問書の提出期限	令和4年4月13日（水）午後5時
質問への回答	令和4年4月15日（金）までに回答を公表
参加申込書、企画提案書等提出期限	令和4年4月22日（金）午後5時
プレゼンテーション（選定委員会）	令和4年4月27日（水）午後1時30分から
審査結果の通知	選定委員会に参加した者に別途通知
契約締結	令和4年5月上旬【予定】

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 質問書受付期間

令和4年4月6日（水）から同年4月13日（水）午後5時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和4年4月15日（金）までに多賀城市ホームページ内にて公表する。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、一定期間ごとに随時行うこともあるので注意すること。

6 参加申込書及び企画提案書の受付

(1) 申込受付期間

令和4年4月18日（月）から同月22日（金）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式2）	1部
イ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類	各1部
ウ 企画提案書表紙（様式3）	10部
エ 暴力団排除に係る誓約書（様式4）	1部
オ 企画提案書（様式自由）	10部

※企画提案書の用紙サイズはA4、枚数は両面印刷で15枚（計30面）以内とします（A3サイズを折り込み、A4とすることも可とします。）。

カ 過去3年度以内（平成31年4月1日から現在まで）における本業務と類似の業務実績を示す資料

10部

キ 参考見積書（様式5）

10部

ク 参考業務費内訳書（様式自由）

10部

ケ その他参考資料

10部

(4) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）

7 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
  - イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの
  - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
  - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

## 8 審査

### (1) 参加資格要件の審査

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

### (2) プレゼンテーション（選定委員会）

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

#### ア 日時及び会場

令和4年4月27日（水）午後1時30分から

多賀城市役所3階・第1委員会室

なお、審査に係る順番は、実行委員会で決定するものとする。

#### イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

#### ウ 審査会の内容

##### (ア) 内容

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

##### (イ) 時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは10分程度を目安とする。

(ウ) 審査項目

区分	評価項目	評価内容
概要 実績	事業者等の概要	事業者等の規模・保有技術・資格状況
業務 体制	業務実施体制	配置予定技術者の資格、経歴等
	業務の工程管理等	工程管理、業務への取組姿勢
提案 力	的確性（業務の理解度）	文化芸術創造都市への理解と事業への反映能力
		文化財の活用及び歴史まちづくりへの理解と事業反映能力
		文化芸術を媒介とするコミュニティ形成への理解と事業反映能力
	実現性（提案の実現性）	提案内容の実現性
独創性（有用な提案）	インパクト・その他有用な提案	

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは選定委員会で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するので、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、第1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する者に意見を聴取することができることとし、その者は審査会に出席できることとする。

9 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務に係る履行の全部又は市が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむ

ね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

(2) 権利の帰属等

成果品及び受託者が本業務のために作成した著作物は、原則として全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を委託者の許可なく公表してはならない。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

11 問合せ先

多賀城市企画経営部市民文化創造課

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

電話 022-368-1141 (代)

FAX 022-368-2369

E-mail sozo@city.tagajo.miyagi.jp

「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」  
運営業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本仕様書は、多賀城市（以下「発注者」という。）が委託する「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022運営業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

### 2 業務の目的

本業務は、新たな視点のもとで、これまでにない付加価値を生み出し、創造的復興への道灯りとすることを目的に開催する「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」運営業務を実施するものである。

他に二つとない名所旧跡が市内各所に点在しているとしても、そこに新たな視点加わらなければこれまでと同じである。同じ状態を否定するものではないが、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく「TAGAYASUプロジェクト」により文化創造都市を実現し、創造力豊かな市民によって、このまちの経済を活性化させることを目指しているとすれば、新たな視点のもとで、これまでにない付加価値を生み出すことが必要である。

アートには、創造性を育み、多様性を享受する力があり、様々なものと関わりをもたせることによって、その表情を変え、創造世界を通して新たな輝きを放たせる。そして、そのような場には、自ずと新たな楽しみや発見、出会いを求める人が集まる。更に、これまで出遭うことがなかった人とヒト、ヒトとモノとが新たな共鳴を生み、そのシナジー（相乗）効果によって、このまちでの時間と場所を楽しむ人たちが増えていく。

このようなことから、歴史都市多賀城の固有の歴史・文化資源とアートを掛け合わせた「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」を開催するものである。

### 3 業務の契約期間

本業務の契約期間は、契約締結日の翌日から令和4年6月30日（木）までとする。

### 4 業務の実施

本業務は、本仕様書、契約約款等に基づき行うものとする。

また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と本業務受託者（以下「受注者」という。）が必要に応じ協議の上、対応するものとする。

### 5 業務内容の変更

業務内容を変更しようとする場合は、書面をもって協議し、発注者の承諾を得てから行うものとする。ただし、軽微な変更として取り扱う事項に関しては、変更契約を伴



わないものとする。

## 6 資料の貸与及び取扱い

発注者は、本業務実施に必要な資料等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与品の管理責任を明確にし、常に善良な管理を行わなければならない。

## 7 報告及び打合せの義務

- (1) 受注者は、発注者と綿密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、その都度協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

## 8 契約不適合責任

受注者は、本業務及び本業務に係る成果品等に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

## 9 権利の帰属等

成果品及び受注者が本業務のために作成した著作物は、原則として全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

## 10 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を発注者の許可なく公表してはならない。

## 11 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする。

## 12 環境配慮事項

受注者は、業務の範囲内において、環境に配慮した事項を可能な限り実行するものとする。

## 13 暴力団等排除

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報等を行わなければならない。
- (2) 受注者は、上記により警察に通報を行った場合には、速やかに企画経営部市民文化創造課長（以下「市民文化創造課長」という。）にその内容を書面により報告しなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市民文化創造課長と協議を行うこと。

## 第2章 業務内容

### 14 業務内容

本業務は、次に掲げる「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」の運営及びプロモーション事業を行うものとし、事業の企画にあたっては、以下の要件に沿って提案してください。

(1) 「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」の運営業務

ア 事業の特徴と構成

(ア) 光を使ったアート・インスタレーション

歴史都市多賀城の固有の財産である多賀城跡、多賀城碑（壺碑）、多賀城跡あやめ園。そこにアートの光を照らし、これまでになかった光の演出で、ヒト・コト・モノが共鳴し、時間を愉しむ。

※女子美術大学名誉教授ヤマザキミノリ氏の助言を得て、インスタレーション空間を演出すること。

(イ) 多賀城市の市花「あやめ」との共演

毎年「史都多賀城あやめまつり」という多賀城跡あやめ園を会場にしたまつりを開催しており、10万人近くの観光客が参加する市を代表するまつりのひとつとなっている。松尾芭蕉がおくのほそ道の旅で壺碑（重要文化財・多賀城碑、名勝おくのほそ道の風景地）を目指し、仙台を発ち多賀城へと向かう際に「あやめ草足に結ばん草鞋の緒」の一句を詠むなど、本市の歴史資源・観光資源と言える「あやめ」。そのあやめにアートの視点を加えることで、いつもとは違った魅力を演出する。

(ウ) 多賀城跡をユニーク・ベニューとしたアート・インスタレーション。

本市固有の歴史・文化資源とアートとの融合により、歴史都市多賀城の付加価値を高め、市民の郷土への愛着や誇りを醸成する。また、特別感や地域特性を演出し、多賀城の新たな魅力を創出。内外からの交流人口の拡大につなげる。

(エ) 参加型アート・インスタレーション

市民参画のもと、あやめまつり会場全体を光のインスタレーションとして創作し、感動を共有する。ただし、新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行い、ステージイベントのように1つの場所に大人数を集めるような催しはしないこと。

(オ) 震災を伝承する取り組み

千年に一度と言われる東日本大震災。その千年前の大地震といわれるのが貞観11年（869年）の「貞観の大地震」。その記録は『日本三代実録』に記載されるのみであり、多賀城下まで津波が押し寄せたことまでもが克明に

記されている。多賀城の歴史を伝承することは、震災の伝承につながることから、多賀城の歴史の普及啓発を図ることで、震災を伝承する。

#### イ 開催期日

令和4年6月22日（水）～24日（金）

#### ウ 事業イメージ

##### (ア) 地域住民参加型のアート

- ・住民参加型のアート・インスタレーション

##### (イ) 光のインスタレーション

- ・LEDキャンドルライト、LEDプッシュライトなどの光で多賀城跡あやめ園や多賀城碑を包み込む。

##### (ウ) 多賀城跡をユニークベニューとしたアート・インスタレーション

- ・神亀元年（724年）に創建された多賀城。
- ・陸奥国府が置かれ、按察使が常駐するなど、東北の政治、行政、軍事の拠点として栄華を誇った。
- ・千年に一度と言われる東日本大震災、その千年前の大地震「貞観の地震」を今に伝える多賀城跡。
- ・なぜ他の国府と違い“陸奥国府”ではなく“多賀城”と呼ばれたのか。
- ・他の国府と多賀城が大きく違うところ、それは、外郭線があること。
- ・この外郭南辺上につくられたのが多賀城南門。二重門形式の極めて格式高い門であると推測され、現在復元が進んでいる。
- ・南門から東、あやめ園にかけて築地塀の跡が今も残る。

#### (2) プロモーション事業

「復興への道灯り 多賀城 光のインスタレーション2022」の開催周知のためのポスター・チラシデザイン案（提案書に提示）を作成するとともに、イベントへの市内外からの来客を呼び込むための宣伝広告、足を運んでもらえる機会とするためのプロモーション、都市ブランドを高めるためのシティプロモーションも実施すること。

#### (3) 安全管理等

ア 委託業務の安全管理については、安全を第一に考え、関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、災害や事故発生の防止に努めること。

イ 委託作業中は、交通に障害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにすること。

- ・交通及び保安に関する作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な措置を施すこと。

- ・委託作業のため交通を禁止し、または制限する必要があるときは、関係官公署の許可を得て所定箇所に指定の表示をするなど、十分な措置を施すこと。
  - ・作業区域内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの交通に安全な措置を施すとともに、必要に応じて誘導員・整理員を置くこと。
- ウ 公衆の生命、身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。
- エ 事故等の緊急時の連絡体制と、現場の初動体制を明確にすること。
- オ 委託業務を実施している最中に、人身に損傷を生じた事故、または第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、応急措置等所要の措置を講ずるとともに、事故発生原因及び経過、被害の内容等について遅滞なく市民文化創造課長に報告すること。
- カ 多賀城跡は特別史跡であることから、地下遺構はもとより良好な保存管理に悪影響を及ぼすことのないように十分注意を払うとともに、適切な防護措置を講ずること。荷重の重いものは不可となる可能性があるので留意のこと。
- キ 本番当日の来場者の円滑な移動と安全管理のために必要な誘導員・整理員を置くこと。
- ク 新型コロナウイルス感染症防止のため、十分な感染対策を施すこと。

## 15 本業務の実施に係る注意事項

各種事業を実施した際は、事業ごとの参加人数とそのうちの市内参加者割合、地域社会での交流が深まったと感じる参加者の割合、地元への愛着や誇りが向上した参加者の割合を集計して発注者に報告すること（市内参加者割合について全数把握できない場合は、参加者からのアンケート調査による抽出調査による方法も可能とする）。

事業の実施状況は、広く市内外に発信するため、発注者に提出する業務報告書と別に、各種事業の実施状況をまとめた電子データも納品すること。

## 16 業務計画等

受注者は、本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行うものとする。なお、受注者は、発注者に契約締結後速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

## 17 成果品

受注者は、業務完了に当たり、発注者に次に掲げる図書を提出すること。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 完了届                       |    |
| (2) 業務報告書                     | 一式 |
| (3) 業務により作成した資料等              | 一式 |
| (4) その他発注者が必要とする図書            | 一式 |
| (5) (2)から(4)までの電子データ（PDFファイル） | 一式 |

## 18 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、本イベントの実施が困難と発注者が判断した場合は、中止とする場合がある。

この場合における費用負担については、発注者が中止と判断した時点までに受注者が本業務に要した費用とし、金額については発注者と受注者とが協議して決定するものとする。